

生産緑地に係る買取りの申出等に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市長（以下、「市長」という。）に対する生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の規定による生産緑地の買取りの申出及び法第15条第1項の規定による生産緑地の買取り希望の申出に関し、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び規則の例による。

(生産緑地買取申出)

第3条 法第10条の規定により生産緑地の買取りの申し出をする者（以下「買取申出者」という。）は、規則第5条に規定する生産緑地買取申出書（様式1）を市長に提出するものとする。

2 生産緑地買取申出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 当該地の公図
- (3) 当該地の位置図（付近見取図）
- (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書（買取申出事由が指定の告示後30年が経過の場合を除く）
- (5) 戸籍（除籍）謄本（買取申出事由が死亡の場合）
- (6) 医師の診断書（買取申出事由が故障の場合）
- (7) 買取申出者の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (8) 買取申出者が法人である場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書
- (9) 買取申出者の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (10) 同意書（当該地が他人の権利（抵当権等）の目的となっている場合）
- (11) 仮換地証明書及び仮換地図（区画整理区域内の場合）
- (12) 委任状（代理人による申請の場合）
- (13) その他市長が特に必要と認める書類等

3 当該生産緑地の所有者が死亡し、相続登記が未済の場合は、第1項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 遺産分割協議書
- (2) 相続人関係図
- (3) 被相続人の戸籍（除籍）謄本（出生から死亡に至るまで）
- (4) 相続人の戸籍謄本
- (5) 被相続人の住民票の除票及び相続人の住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- (6) 相続人の印鑑登録証明書

4 添付書類についての留意事項

公的機関が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内とする。

(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明)

第4条 法第10条の規定に基づき買取り申し出する生産緑地について、指定の告示後30年が経過を除く買取り申出事由（死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障の生じた者。以下同じ）の生じた者が当該生産緑地に係る同条に規定する「農業の主たる従事者」又は規則第3条に規定する「一定割合以上従事している者」に該当する旨の証明を受けようとする者は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願（様式2）を市長に提出するものとする。

2 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 当該地の公図
- (3) 当該地の位置図（付近見取図）
- (4) 戸籍（除籍）謄本（買取申出事由が死亡の場合）
- (5) 医師の診断書（買取申出事由が故障の場合）
- (6) 買取申出者の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (7) 買取申出者が法人である場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書
- (8) 委任状（代理人による申請の場合）
- (9) 当該地及び申請者の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (10) その他市長が特に必要とする書類等

3 当該生産緑地の所有者が死亡し、相続登記が未済の場合は、第2項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 遺産分割協議書
- (2) 相続人関係図
- (3) 被相続人の戸籍（除籍）謄本（出生から死亡に至るまで）
- (4) 相続人の戸籍謄本
- (5) 被相続人の住民票の除票及び相続人の住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- (6) 相続人の印鑑登録証明書

4 添付書類についての留意事項

公的機関が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内とする。

5 事務処理

- (1) 市長は、農業の主たる従事者についての証明願の提出があった場合は、買取り申出事由の発生日を確認し、農業専門委員による現地確認調査等により、農業従事の事実を確認するものとする。
- (2) 買取り申出事由の発生日が証明願提出日の一年以上前であるときは、証明を行わないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。
- (3) 従事者が他の市区町村に住所を有する場合は、当該住所地を管轄する農業委員会等の意見の聴取、願出者からの事情聴取等により農業従事の事実の確認を行うものとする。

6 事務処理についての留意事項

市長は、調査の結果、農業従事の事実が確認できるものについては、速やかに証明書を交付するものとし、農業従事の確認ができないものについては、その旨を通知するものとする。

(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定)

第5条 主たる従事者が規則第4条各号に規定する故障により、農林漁業を継続することが事實上不可能となった場合で、その旨が記載された医師の診断書を買取申出者が提出したときに限り、市長は同条各号の規定による認定を行うものとする。

(生産緑地買取希望申出)

第6条 法第15条第1項の規定により生産緑地の買取り希望の申し出をする者（以下「買取希望申出者」という。）は、規則第6条に規定する生産緑地買取希望申出書（様式3）を市長に提出するものとする。

2 生産緑地買取希望の申出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 当該地の公図
- (3) 当該地の位置図（付近見取図）
- (4) 買取希望申出者の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (5) 買取希望申出者が法人である場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書
- (6) 買取希望申出者の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (7) 同意書（当該地が他人の権利（抵当権等）の目的となっている場合）
- (8) 仮換地証明書及び仮換地図（区画整理区域内の場合）
- (9) 委任状（代理人による申請の場合）
- (10) 疾病等により農林漁業に従事することが事實上困難である旨が記載された医師の診断書
- (11) その他市長が特に必要とする書類等

3 当該生産緑地の所有者が死亡し、相続の登記が未済の場合は、第2項の書類のほか、第3条第3項に掲げる書類を添付するものとする。

4 添付書類についての留意事項

公的機関が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内とする。

(買取り申出等の事実の通知)

第7条 市長は、買取申出のあった生産緑地及び買取希望の申出のあった生産緑地のうち、贈与税及び相続税納税猶予の適用を受けているものがあるときは、所轄の税務署長あてその旨を買取り申出等の事実の通知書（様式4）により通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

生産緑地買取申出書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申出をする者	住 所		
	氏 名	電話番号	

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取申出の理由

- ア 指定の告示後30年が経過したため
- イ 生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡したため
- ウ 生産緑地に係る農業の主たる従事者が病気、けが等により農業に従事できなくなったため

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積 m ²	当該生産緑地に存する所有権以外の権利（抵当権等）		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 参考事項

（1）当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用 途	構造の 概 要	延べ面積 m ²	当該工作物に存する所有権以外の権利（抵当権等）		
				種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所

（2）買取り希望価格 _____ 円

（3）その他参考となるべき事項

備 考

- 1 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつて記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 2 「地目」の欄には、田、畠等の区分により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知り得るときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつて記載すること。
- 4 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 5 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式2

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記の生産緑地について、下記の期日において、下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者（生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当する者を含む）」であることを証明願います。

記

1. 「農業の主たる従事者」であったことの証明を受けたい期日

令和 年 月 日 ※ 死亡または農業に従事することを不可能にさせる故障に至った日

2. 買取り申出をする生産緑地

土 地 の 所 在	地 番	面積 (m ²)
大阪市 区		

※ 複数の生産緑地について買取り申出をする場合はその全筆を記入する。

3. 買取り申出の事由が生じた者

氏 名	住 所

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記の期日において、上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出のあった当該生産緑地にかかる「農業の主たる従事者（生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当する者を含む）」であることを証明する。

令和 年 月 日
大経産第 号

大阪市長

様式3

生産緑地買取希望申出書

令和 年 月 日

大阪市長様

申出をする者	住 所			
	氏 名		電話番号	

生産緑地法第15条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1. 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積 m ²	当該生産緑地に存する所有権以外の権利（抵当権等）		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所

2. 買取り希望価格 _____ 円

3. 買取り希望の申出の理由

4. 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構 造 の 概 要	延べ 面積 m ²	当該工作物 の所有者の 氏名及び住 所	当該工作物に存する所有権以外 の権利（抵当権等）		
					種類	内 容	当該権利を有す る物の氏名及び 住所

(2) その他参考となるべき事項

備 考

- 1 「生産緑地に関する事項」については、買取希望の申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつて記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 2 「地目」の欄には、田、畠等の区分により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知っているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつて記載すること。
- 4 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 5 「買取り希望の申出の理由」については、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情を明らかにすること。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式4

買取り申出等の事実の通知書

令和 年 月 日

○ ○ 税務署長様

大阪市長

租税特別措置法第70条の4第36項（同法第70条の6第41項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法施行規則第23条の7第43項（同法施行規則第23条の8第33項において準用する場合を含む。）の規定により、買取り申出等の事実に関し、次の事項を通知する。

記

受贈者（相続人）の住所又は居所			
氏名			
買取りの申出等に 関し行った行為の 内容			
事実の生じた 年月日			
	所在地番	地目	面積
事実が生じた 農地等の明細			m ²
事実の詳細			